

# シルバー通信

SA の情報源 ホームページもご覧ください

## 大阪府 SA 連協で NPO の勉強会を実施

講師：大阪ボランティア協会 早瀬 昇 氏  
平成 16 年 1 月 19 日 (月)  
場所：大阪府老人総合センター 2F 会議室

### NPO 法人化の意味と課題

#### 1. NPO 法人制度創設の背景

行政と市民活動の関係を変えよう！そこで生まれたのが NPO 法人、現在 15,000 の団体が登録しているが内 10,000 は社会福祉活動していない (政治団体、宗教団体、暴力団など)

#### 2. 「NPO 法」とは何か

「民法改正」を諦め、事前の改革として生まれた「特別法」(規制緩和策)  
法人格がないと、何が困るのか？

	任意団体	NPO 法人
契約 (所有) の主体	× 代表者などの個人	法人
個人と団体の資産区分	× 不明確になりやすい	明確に区分
介護保険制度での立場	基準該当サービスのみ (市町村域)	指定業者になりうる (府で事業可能)
事業委託	～ 受託しにくい	任意団体より有利
情報公開	しても、しなくても可	法令上の義務遵守 (アクセスされ易い)
事務負担 (法規制との関係)	いい加減でも法令違反とはなりにくい	× 法令に基づき官庁への届出や社会保険加入など必要負担増
税負担	課税主体として補足されにくい	× 所得税の源泉徴収義務発生、収益事業を行うと法人住民税課税、利益が上がれば法人税も

NPO の活動目的に 17 種類記載されているが SA 連協としては下記が該当するのではなか？

A. 保険、医療又は福祉の増進 社会教育の推進 まちづくりの推進 環境保全 国

第 34 号 2004 年 6 月 3 日発行

発行人 大阪府シルバーアドバイザー連絡協議会

連絡先 〒567-0825 大阪府吹田市山田北 2-1

大阪府老人総合センター TEL06-6876-0031

<http://www.geocities.co.jp>

/HeartLand-Hanamizuki/6001/

際協力 子どもの完全育成 情報社会の発展 前各号にかかげる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助。

B. 不特定多数の者の利益の増進に寄与すること  
C. 営利を目的としないこと

大阪府 SA 連協の会則では「SA 地区の会員をもって構成する」とあり、不特定多数と言えないのでないか？ SA 養成講座修了者以外の一般市民誰でも参加を認める必要あり。

(同窓会では認められない。)

従って、SA 地区毎に活動目的に添って一般市民の参加要請が必要でないか。

#### 3. 市民活動団体を法人化する「基準」は？

法人化するかどうかのチェックポイント

(1) 迷ったときに立ち返れる「使命」が確立しているか？

(2) 「規約」に基づいて活動する態勢となることをメンバーが納得しているか？

(3) 団体の運営事務に一定の資金・コストを割けるだけの財政規模があるか？

(4) 団体の運営事務に専念できるスタッフがいるか？

(5) 経理、税務、(労務)などの詳細に詳しい関係者・支援者がいるか？

#### 勉強会を通じて感じたことは

(1) 連協としては NPO 法人として大阪府の認証を受けるより、どんな事業を継続的に行うか明確化する方が重要である。

(2) やはり運営資金が必要であり、そのため何らかの法人税法上の収益事業を行う必要がある。

(3) 行政の請負業にしても何処まで SA 連協の主体性が保てるかが問題である。

(文責 大森 洋)